

令和8年度SNSを活用した採用広報促進業務仕様書

1 業務名

令和8年度SNSを活用した採用広報促進業務

2 業務の目的

県内企業等を対象としたセミナー、ワークショップ及び動画コンテストの開催により、SNSを活用した若者向けの採用広報^{*}を促進する。

※採用広報：自社で働くイメージを持ってもらうため、企業自らが情報発信すること。

3 委託業務の内容

(1) SNSを活用した採用広報強化セミナーの開催

県内企業等（特に経営層）を対象に、SNSを活用した採用広報の重要性を学ぶセミナーを開催すること。

ア 要件

(ア) 対象者

経営者、人事責任者等

(イ) 開催時期

令和8年8月頃

(ウ) 開催場所及び回数

青森市、弘前市、八戸市で各1回（セミナーは3か所とも同内容）

(エ) 参加者

各回30名程度

(オ) 開催方法

現地開催（青森市のみ、オンラインとの併用）

(カ) 講演内容

- ・セミナーは2部構成を基本とする。
- ・第1部では、SNSを活用した採用広報の基礎に関する理論的な内容とし、第2部では、先進企業の成功事例等を用いた具体的な内容とする。
- ・セミナーでは、Instagram 又は TikTok 向けのショート動画を活用した採用広報について取り扱うこととする。

イ 業務内容

(ア) 講師候補の提案及び講師等との各種調整

セミナーの目的や趣旨を考慮し、適切な講師候補複数名の提案を行うこと。
講師等との講演内容やスケジュール調整、参加者との連絡調整を行うこと。

講師等と調整した内容については、県に報告すること。

(イ) 会場等の準備

セミナーの実施に必要な会場、設備、人員等を確保し、会場設営等の準備を適切に行うこと。なお、会場については、利便性の高い場所を確保すること。

(ウ) 周知・広報及び参加者の募集

参加者の確保のため、効果的かつ十分な広報を行うこと。広報の時期及び広報物の内容については、県と協議すること。

(エ) 申込受付

参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者名簿を作成すること。

(オ) 開催当日の運営

参加者の受付、進行管理及び講師・参加者のサポートを行うこと。

(カ) アンケート調査の実施

各回のセミナー終了後、参加者に対するアンケート調査を行い、その結果を集計・分析して報告すること。調査の内容については、事前に県と協議すること。

(2) 若手社員等を対象とした採用広報ワークショップの開催

県内企業等（特に若手社員）を対象に、SNSを活用した採用広報の手法を身につけるワークショップを開催すること。

ア 要件

(ア) 対象者

若手社員等（人事・広報担当者）

(イ) 開催時期

令和8年9月頃

(ウ) 開催場所及び回数

青森市内で3回（3回とも異なるテーマ）

(エ) 参加者

各回30名程度（参加者は原則3回全てに参加）

(オ) 開催方法

現地開催

(カ) ワークショップ内容

- ・全3回で、参加者が実際の動画投稿企画及び運用までを経験できる内容とする。
- ・ワークショップでは、Instagram 又は TikTok 向けのショート動画を活用した採用広報の手法について取り扱うこととする。

イ 業務内容

(ア) 講師候補の提案及び講師等との各種調整

ワークショップの目的や趣旨を考慮し、適切な講師候補及び全3回のワークショップ内容の提案を行うこと。講師とのワークショップ内容やスケジュール調整、参加者との連絡調整を行うこと。講師と調整した内容については、県に報告すること。

(イ) 会場等の準備

ワークショップの実施に必要な会場、設備、人員等を確保し、会場設営等の準備を適切に行うこと。なお、会場については、利便性の高い場所を確保すること。

(ウ) 周知・広報及び参加者の募集

参加者の確保のため、効果的かつ十分な広報を行うこと。広報の時期及び広報物の内容については、県と協議すること。

(エ) 申込受付

参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加者名簿を作成すること。

(オ) 開催当日の運営

参加者の受付、進行管理及び講師・参加者のサポートを行うこと。

(カ) アンケート調査の実施

3回目のワークショップ終了後、参加者に対するアンケート調査を行い、その結果を集計・分析して報告すること。調査の内容については、事前に県と協議すること。

(3) SNS採用広報動画コンテストの開催

県内企業等を対象に、SNS用のショート動画を活用した採用広報の機運醸成及びモデル事例創出を図る動画コンテストを開催すること。

ア 要件

(ア) 対象者

県内企業等

(イ) 対象動画

若者の採用促進を目的としたInstagram又はTikTok向けのショート動画

(ウ) 開催時期

令和8年12月頃

(エ) 開催場所

青森市内

(オ) 審査方法

1次審査：若者によるWEBでの投票審査

コンテスト（最終審査）：審査員による青森市内会場での対面審査

(カ) 各賞

最優秀賞（1位）、優秀賞（2位）、オーディエンス賞（観覧者投票で決定）

(キ) スケジュール

令和8年 9月頃 募集開始
" 11月頃 1次審査
" 12月頃 コンテスト（最終審査）

(ク) コンテスト（最終審査）の内容【想定】

- a 主催者挨拶
- b 審査員紹介
- c 参加企業毎にステージ上で自社PR及び動画紹介
(1次審査通過企業10社程度×1社当たり5～10分)
- d 審査結果集計
- e 結果発表

イ 業務内容

(ア) WEBサイトの開設・運営

- a 動画コンテストに係るWEBサイトを開設・運営すること。なお、以下の内容を掲載すること。
 - ・トップページ（お知らせ等）
 - ・動画コンテストの概要
 - ・参加申込フォーム（企業用）
 - ・1次審査投票申込フォーム（若者用）
 - ・コンテスト（最終審査）観覧申込フォーム
 - ・エントリー動画
 - ・その他必要な情報
- b WEBサイトはコンテスト（最終審査）終了後も一定期間公開を継続し、エントリー動画等を掲載することとする。なお、WEBサイトは業務完了の日までに閉設することとし、閉設する時期は県と協議の上、決定する。
- c ドメインについては、可能な限り県ドメイン（pref.aomori.lg.jp）を使用するが、業務の性質上、県ドメイン以外のドメインを使用しなければならない場合は事前に県と協議すること（県ドメインのサブドメインを使用する場合は、県が用意するSSL証明書を利用できる）。取得したドメインは、本業務終了後も継続使用ができることを前提とし、なりすまし等悪意のある第三者利用を防ぐため、WEBサイト閉設後も一定期間（1年以上）第三者が利用できない措置を取ること。

(イ) 参加企業等の募集に関する周知・広報・受付

- a 参加企業等の確保のため、チラシの作成等により十分な広報を行うこと。

また、広報の時期及び広報物の内容については、県と協議すること。

- b 参加に関する問い合わせへの対応や申込受付を行うとともに、参加企業等名簿を作成すること。

(ウ) 1次審査の実施

- a 投票者の確保のため、SNS 広告等で若者に対して効果的かつ十分な広報を行うこと。広報の時期及び内容については、県と協議すること。
- b 投票者用のインセンティブを用意し、投票者の中から当選者に対し発送すること。
インセンティブの例: Amazon ギフト券など 500 円分相当を 100 名分(抽選)
- c 投票に関する問い合わせへの対応や投票受付を行うとともに、投票内容を含む投票者名簿を作成すること。
- d 投票締切後、速やかに投票結果を集計し、エントリー動画とともに県に提出すること。

(エ) コンテスト(最終審査)の実施

- a 会場観覧者の確保のため、チラシの作成等により十分な広報を行うこと。また、広報の時期及び広報物の内容については、県と協議すること。なお、会場観覧者は県内就職を希望する若者や SNS を活用した採用広報に関心のある県内企業等を想定している。
- b コンテスト(最終審査)の実施に必要な会場、設備、人員(司会者含む)等を確保し、会場設営等の準備を適切に行うこと。なお、会場については、100名程度の参加人数が収容可能かつ利便性の高い場所を確保すること。
- c 適切な審査員候補複数名の提案を行うこと。審査員とのスケジュール調整、連絡調整を行うこと。審査員と調整した内容については、県に報告すること。
- d 参加者・観覧者の受付、進行管理及び審査員・参加者・観覧者のサポートを行うこと。
- e 入賞企業への表彰状等、当日必要となるものを準備すること。

(オ) エントリー動画の広報について

- a 入賞動画にかかわらず、全てのエントリー動画をWEBサイト上に掲載すること。掲載時期は県と協議の上、決定する。
- b コンテスト(最終審査)で最優秀賞、優秀賞、オーディエンス賞に入賞した動画については、特典として Instagram 広告、TVer 広告の配信を下記のとおり実施すること。

項目	内容
広告配信	最優秀賞、優秀賞：Instagram 広告及び TVer 広告 オーディエンス賞：Instagram 広告
配信期間	コンテスト終了～令和 8 年 2 月末までの間
メインターゲット	青森県内在住の 10 代～30 代の男女
表示回数	Instagram 広告：各 500,000 回以上 TVer 広告：各 100,000 回以上

4 対象経費

事業の実施に要する経費及び一般管理費（消費税相当額を除く事業費総額の 10%以内の額とする。）で、次に掲げる経費を除くものとする。

- ・土地、建物、備品の取得を目的とする経費
- ・施設又は設備の設置及び修繕を目的とする経費
- ・施設の管理、ソフトウェアの保守管理等の経常的経費
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断される経費

5 委託業務の実施等について

(1) 委託業務の実施について

- ア 委託業務の実施に当たっては、県と随時情報を共有し、円滑に業務を進めること。
- イ 委託業務の実施状況について、適宜、県に報告すること。
- ウ 県は、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。
- エ 委託業務の実施状況が著しく不相当又は不誠実であると認められる場合には、委託契約の全部又は一部を解除することがある。

(2) 成果品

- ア 業務実施の経過や実績、成果等を記載した報告書（紙及び電子媒体）
- イ 業務で制作したチラシ等のデザイン（電子媒体）
- ウ 業務で実施したアンケートのローデータ及び集計結果（電子媒体）
- エ 動画コンテストにおける 1 次審査の投票集計結果（電子媒体）
- オ 動画コンテストにおけるエントリー動画（電子媒体）

6 その他

(1) 業務の再委託

委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可とする。

(2) 権利の帰属

- ア 委託業務の納入物（上記 5（2）ア～エ）に係る著作権（著作権法第 27 条

及び第28条の権利を含む。ただし、契約締結日現在、受注者等（受注者、受注者以外の委託事業参加者及び第三者をいう。下記イにおいて同じ。）の権利対象となっているものを除く。）は、その発生と同時に受注者から県に譲渡され、県に帰属するものとする。

イ 契約締結日現在、受注者等の権利対象となる著作物が納入物（上記5（2）ア～エ）に含まれている場合であっても、県は、納入物の利用のため、契約期間中及び契約終了後において、納入物全体を県の著作物として使用改変し、又は第三者に使用させ、若しくは改変させることができる。ただし、受注者から別段の通知がなされたものについては、この限りでない。

ウ 受注者は、納入物（上記5（2）ア～エ）に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

（3）情報セキュリティの確保

ア 個人情報の取扱いに係るセキュリティ体制に万全を期すこと。

イ 受注者は、県が別途提示する情報セキュリティポリシーの内容を十分に理解し、本業務に係る者にその遵守を徹底させること。

ウ 県は、受注者が上記に掲げる情報セキュリティポリシーに基づき適切な管理を行っているか、業務期間中随時確認を行い、その結果に基づく指摘等を行うことができるものとする。また、県から指摘等があった場合、受注者はその内容に従わなければならない。

（4）その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して決定するものとする。